

さいきエコマイスター派遣制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、地区、学校、事業所その他の市民団体等が主催する環境学習等の場（以下「学習会」という。）に、環境問題又は環境に関する知識、経験等を有するものを派遣し、市民の環境についての理解と認識を深めるとともに、環境意識の高揚を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の環境問題又は環境に関する知識、経験等を有するものとは、本制度の趣旨に賛同し、登録したものをいい、当該登録者をさいきエコマイスター（以下「エコマイスター」という。）と称する。

(登録)

第3条 エコマイスターの登録は、次に掲げる要件及び手続により行うものとする。

- (1) 登録できるものは、別表第1の各項のすべての要件を満たしているものとする。
- (2) 登録分野は、別表第2のとおりとし、複数の分野への登録もできるものとする。
- (3) 登録を希望するものは、さいきエコマイスター登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときには、エコマイスターとして登録するとともに、さいきエコマイスター登録通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。
- (5) 登録の期間は、3年間とする。ただし、登録したもの（以下この条において「登録者」という。）から登録辞退の申出がない限り、自動更新されるものとする。
- (6) 登録者は、登録を辞退しようとするときは、さいきエコマイスター登録辞退届（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- (7) 登録者は、登録された内容を変更しようとするときは、さいきエコマイスター登録変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- (8) 市長は、前号に規定する届出があった場合は、その内容を確認の上、登録情報の更新を行う。
- (9) 登録者が次のいずれかに該当する場合は、市長は、当該登録を取り消すことができるものとする。

ア 第1号に規定する要件に適合しなくなったとき。

イ 犯罪行為等、登録者としてふさわしくない行為があったとき。

(登録情報の管理、公開等)

第4条 市長は、エコマイスターの情報を名簿化し、適正に管理する。

2 市長は、エコマイスターの利用推進を図るため、別表第3に掲げるエコマイスターに関する事項を各配布資料やホームページ等で公開できるものとする。

3 前項に規定する情報を利用する者は、この要綱の目的に反する利用を行ってはならない。

(派遣の対象)

第5条 エコマイスターの派遣の対象となるのは、原則として市内に居住しているもの、又は通勤、通学しているものにより構成された10人以上の受講希望者による学習会とする。

(学習会の内容)

第6条 エコマイスターを派遣する学習会の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。

(学習会の開催日時及び開催場所)

第7条 学習会の開催日時は、原則として12月28日から翌年の1月4日までの日を除く午前9時から午後9時までとする。

2 学習会の開催場所は、原則として市内に限る。

(派遣の依頼)

第8条 エコマイスターの派遣を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、学習会

の開催日の20日前までに、さいきエコマイスター派遣依頼書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（派遣の決定）

第9条 市長は、前条に規定する依頼があったときは、その内容及び日時等についてエコマイスターに通知し、当該エコマイスターの承諾を受けたのち、派遣の可否を決定し、さいきエコマイスター派遣通知書（様式第6号）により当該依頼者に通知する。

2 市長は、エコマイスターの派遣に際し、必要と認めるときは、条件を付けることができる。

（派遣の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、エコマイスターの派遣を行わないものとし、既に前条第1項の規定によりエコマイスターの派遣の通知をしていた場合は、これを取り消すことができる。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（2） 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。

（3） その他学習会の目的に反し、エコマイスターの派遣が適当でないとき。

（事故の防止）

第11条 エコマイスターは、事故等が起こらないように配慮し、事故が発生した際は、適切な措置をとるものとする。

（報告）

第12条 エコマイスターの派遣を受けた依頼者は、学習会の終了後、速やかにさいきエコマイスター派遣学習会実施報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（費用の負担）

第13条 学習会の開催に係る費用は、原則としてエコマイスターの派遣を受けた依頼者が負担するものとする。

2 市長は、派遣したエコマイスターに対して、予算の範囲内で講師謝金及び旅費を支払うものとする。

（庶務）

第14条 本制度に関する事務は、市民生活部環境対策課において行う。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	次のいずれかに該当する者 （1）環境保全、保護などに関する指導者又は実践者として知識、実績がある個人又は個人が所属する団体等 （2）環境に配慮した技能、工芸技術等を有する個人又は個人が所属する団体等
2	佐伯市の環境基本計画の方針に沿った活動が実施でき、環境の保全と創造の推進に協力できること。
3	市が要請する派遣事業に応じられること。
4	氏名又は団体名等の公開に同意できること。
5	エコマイスターとして活動する場合において、政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行わないこと。

別表第2（第3条関係、第6条関係）

	登録分野	内 容
1	自然環境	希少な動植物の保護、自然環境の保全・活用、自然との触れ合い等に関すること。
2	生活環境	大気・水・土壌環境、公害、4R、不法投棄等に関すること。
3	快適環境	環境美化活動又は水辺、快適な町並み、里地・里山若しくは農村・漁村景観の保全・活用に関すること。 歴史的資源の保全と活用に関すること。 地域文化の保全と活用に関すること。
4	地球環境	省エネルギー、新エネルギー等の地球温暖化対策に関すること。 フロン、酸性雨等の地球環境の保全に関すること。

別表第3（第4条関係）

公開する情報
氏名（団体においては団体名） 所属団体（団体においては団体概要） 主な経歴・資格・実績等 活動支援内容（登録分野） 具体的活動支援内容 活動支援条件